

港区特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

本案は、特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜を廃止するほか、特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜の除却により、転居先として他の特定公共賃貸住宅を使用する場合の使用料の特例を定めるものです。

【条例改正の背景】

特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜については、令和2年7月から建替工事を実施しており、建替後の建物には住宅確保要配慮者に向けた地域優良賃貸住宅を整備することから、特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜を廃止します。また、特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜の除却に伴い、使用者が他の特定公共賃貸住宅に移転した場合の使用料の激変緩和を図るため、条例を改正します。

【条例改正の内容】

- ①特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜（港区港南一丁目1番27号）を廃止します。
- ②特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜の除却に伴い、他の区民向け住宅に仮移転している使用者が転居先として他の特定公共賃貸住宅の使用を許可された場合において、新たに居住する住宅の使用料が従前の使用料を超える際の使用料の減額について定めます。
- ③その他規定の整備

【施行期日】

- ①及び②については、区規則で定める日（①については令和8年4月1日予定、②については令和7年6月1日予定）
- ③については、公布の日